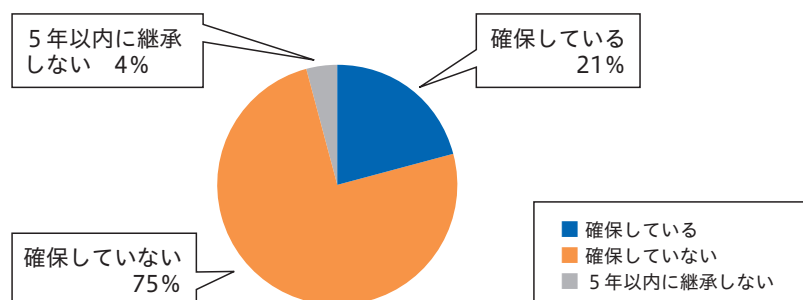


# 農業の「経営継承」を応援します。

継続的な農業経営を行うためには、次代を担う後継者の確保が必要です。やまがた農業支援センターでは、後継者が決まっていない農業者の第三者継承※を支援します。

※親族外の継承のほか、原則として親族内継承（叔父、叔母の三親等以上の親族）を含みます。

## 後継者の確保状況（山形県）



資料：2020農林業センサス

## 1 第三者経営継承に向けた相談窓口の設置

○県が設置する第三者継承の相談窓口を、やまがた農業支援センターに開設し、経営継承に係る相談に対応します。

## 2 関係機関との連携によるマッチング支援

○県、市町村、新規就農者受入協議会、JA等の地域の関係機関・団体と連携し、「経営移譲希望者（出し手）」等の情報を把握するとともに、「経営継承希望者（受け手）」とのマッチングを応援します。

## 経営継承に向けた支援（県が取り組むもの）

- 市町村における新規就農者受入協議会等の設立、活性化支援
  - ・新規就農者の確保から定着までの支援とともに、農業者の意向調査や離農者の経営継承に向けた取組みを行う協議会等を市町村を通して支援
- 市町村における相談員配置の支援
  - ・新規就農者の確保や第三者継承に向けた体制を強化するため相談員を配置する市町村を支援
- 経営移譲に必要となる資産評価や譲渡契約締結等の取組みを支援
  - ・第三者への経営移譲を希望する農家の不動産や農業用機械等の査定、継承の契約書作成等に係る経費を支援（補助対象経費の1/2又は500千円のいずれか低い額）